

竜王町子育て支援施策プロモーション支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「竜王町子育て支援施策プロモーション支援業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とします。

2 業務概要

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| (1) 業務名称 | 竜王町子育て支援施策プロモーション支援業務 |
| (2) 業務内容 | 別添「竜王町子育て支援施策プロモーション支援業務仕様書」のと
おり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和9年3月30日まで |

3 提案見積限度額

2,200,000 円（消費税額および地方消費税額を含む）

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

令和8年10月30日（金）	公募開始（案件公開）
令和8年11月5日（木）	質問書受付締切
令和8年11月9日（月）	質問に対する回答
令和8年11月13日（金）	参加申込書提出締切
令和8年11月20日（金）	企画提案書等の提出締切
令和8年11月24日（火）	審査委員会（書面審査の実施）
令和8年11月27日（金） 予定	審査結果の通知

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者
とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 市町村税、法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225

号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者または民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた場合は、この限りでない。

(4) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団体(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(5) 法人にあつては、本社、営業所または支店が近畿2府4県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)にあること。個人にあつては、事業所が近畿2府4県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)にあること。

(6) 過去5年間以内に、本業務の内容と同種の業務または類似の業務を実施した実績を有する者であること。

(7) 竜王町の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、指名停止を現に受けていないこと。

(8) 令和8年度竜王町入札参加資格有資格者名簿に登録のない者が、当該プロポーザルに参加する場合は、プロポーザル参加前に次に掲げる書類を提出し、確認を受けた者であること。

- ・法人にあつては、履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)(写し可)
- ・個人にあつては、開業届、確定申告書の写し等、事業の実態を確認できる書類
- ・直近年度の国税(消費税等を含む。)および地方税を滞納していないことが確認できる書類。

7 質問の受付および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次により受け付けます。

(1) 提出書類および方法

質問書（様式 1）により、末尾に示す担当部署あて電子メールにより提出してください。軽微な確認事項を除き、電話、口頭による質問は受け付けません。なお、送信後は必ず電話で受信確認を行ってください。

(2) 受付期限 令和 8 年 11 月 5 日（木） 午後 4 時 45 分まで。

(3) 回答方法

各事業者からの質問をすべてまとめて、質問者名を伏せた上で質問内容を含めて本町のホームページにて、令和 8 年 11 月 9 日（月）までに回答します。

8 参加申込の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書および竜王町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

・参加申込書（様式 2） 1 部

(2) 提出期限 令和 8 年 11 月 13 日（金） 午後 4 時 45 分まで 必着

(3) 提出方法

持参または郵便に限ります。持参による場合は、平日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までとします。なお、郵送による場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出場所 末尾に示す担当部署

9 企画提案書等の提出

企画提案書等については、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

①プロポーザル企画提案書等提出書（様式 3）

②企画提案書（任意様式）

業務内容を確認の上、以下の項目について留意し作成してください。

ア 企画に係るテーマ、コンセプトを明確にすること。

イ 社会情勢や竜王町の現状を踏まえた提案をすること。

ウ 実現性、実効性のある提案をすること。

エ 自社独自の経験や技術を活かした有益で画期的な提案をすること。

オ 原則 A 4 版で提出し、文字サイズは 12 ポイント以上とすること。提案書の枚数は特に設けないが、上記項目について簡潔に記載し、審査を行う際に負担とならない程度の枚数とすること。

③映像見本（MP 4 等の一般的な動画形式または動画共有 URL）

企画提案の内容を補足する資料として、撮影技法や映像効果等を示す映像見本を提出してください。

③業務実施体制（様式４）

④業務受注実績調書（様式５）

⑤配置予定 管理技術者・主任技術者 業務受注実績調書（様式６）

⑥業務スケジュール（任意様式）

⑦見積書（任意様式）

ア 見積金額、消費税および地方消費税、合計額を記載すること。

イ 見積金額の明細（仕様書の業務内容の項目等）を記載すること。

⑧映像見本

(2) 提出部数 ①～⑥ ６部（正本１部、副本５部）

⑦～⑧ １部

(3) 提出期限 令和８年１１月２０日（金） 午後４時４５分 必着

(4) 提出方法

持参または郵便に限ります。持参による場合は、平日の午前９時から午後４時４５分までとします。なお、郵送による場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(5) 提出場所 末尾に示す担当部署

10 審査概要

提案のあった企画提案書等について、当課が設定した基準に基づいて公正かつ厳正に書類審査およびプレゼンテーション審査を実施し、契約締結交渉相手方を１者選定します。

(1) 提出された全ての提案について、次のとおり形式要件を満たしているか審査を行います。

ア 「６ 参加資格」を満たしているかどうか。

イ 「９ 企画提案書等の提出」に掲げる書類が揃っているかどうか。

(2) 本要領、仕様書に基づき提出された企画提案書等について、竜王町子育て支援施策プロモーション支援業務公募型プロポーザル審査委員会が審査を行い、受託候補者を選定します。

(3) 審査は次に定める基準に基づいて行い、総合点が最も高い者を契約締結交渉の相手方として選定します。ただし、総合点において満点の６割未満の場合は、契約予定者とはいたしません。

【評価項目および評価点（１００点満点）】

評価項目	評価内容	評価点
------	------	-----

業務企画評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務理解度 ・ 企画作成力 ・ 企画実現性 	60
業務遂行評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施体制 ・ 類似業務実績 ・ 業務工程管理 	30
事業費評価	・ 見積金額に対する評価	10
合計		100

11 相手方決定方法

審査会で決定された契約予定者と、企画提案書等の内容に基づき詳細な内容について協議を行い、竜王町財務規則に基づき予定価格の範囲内で契約を締結します。この際、企画提案書の内容について一部変更することもあります。

また、本町と受託候補者の協議が不調となり契約締結ができなかった場合は、審査において評価点の高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行うものとします。

12 結果通知

審査結果については、全ての参加者に、審査結果を文書により通知します。

13 その他

次の事項に御留意ください。

- ・ 提出された書類について、修正等は認めません。
- ・ プロポーザルへの参加報酬はありません。また、参加に要する経費は、参加者の負担とします。
- ・ 提出された企画提案書等の提出書類は返却しません。
- ・ 1社1提案とします。

■担当部署（提出先）

竜王町健康推進課（担当 中野）

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

TEL：0748-58-1006

FAX：0748-58-1007

E-Mail：kenko@town.ryuoh.shiga.jp